

工作物に係るアスベスト分析調査について 1/2

2023年に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(工作物石綿事前調査の講習規定を新設(告示))」と、「石綿障害予防規則」及び「大気汚染防止法施行規則」に係る部分(工作物石綿事前調査者の創設等(2026年1月1日施行))の一部改正が行われ、2026年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業(解体や改修工事)を行うときは有資格者による事前調査が必要となります。

《対象となる特定工作物と有資格者について》

区 分	対象工作物	事前調査の資格(下記のいずれか)
特定工作物 (石綿等が使用されているおそれが高いものとして 厚生労働大臣が定める物で、一定規模以上の工事で事前調査結果等の報告が必要な工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び压力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)	・工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上空 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記(①~⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	調査診断協会に登録された者

《事前調査における電子報告(要Gビズ登録)の報告対象工事》

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 建築物に設けている建築設備を含む	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
	改修	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物	解体・改修	請負金額が税込100万円以上

※注意 アスベストが明らかに含まれていない場合を除き、大気汚染防止法などによって事前調査が全ての工事に義務付けられています。

